

会 則

共同リサイクル事業労災保険組合

目 次

第一章	総 則
第二章	事 業
第三章	会 員
第四章	役員および事務局
第五章	会 議
第六章	会 計
第七章	附 則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本部会は、共同リサイクル事業推進協会会員の労働者災害補償保険第二種特別加入の推進と会員の災害防止対策の立案・実行を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本部会の名称は「共同リサイクル事業労災保険組合」とする。

(事 務 局)

第3条 本部会の運営機関として、東京都世田谷区世田谷 1-33-2 に事務局を設置する。

2 事務局は事務局長および事務局員で構成され、その選任は理事会において行う。

第二章 事 業

(事 業)

第4条 本部会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業をおこなう。

- (1) 災害防止対策の研究、災害防止研修の実施、各種情報の提供に関すること
- (2) 労働者災害補償保険法第35条の規定に基づく一人親方等の特別加入に関する事業
- (3) その他、本部会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第三章 会 員

(会 員)

第5条 本部会の会員は、共同リサイクル事業推進協会の会員とする。

(会員の入会)

第6条 本部会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局へ提出し、受理されたことをもって本部会の会員となる。

(入会金および組合費)

第7条 会員は、別に定める入会金および組合費を納入しなければならない。

(脱 退)

第8条 会員は、本部会を脱退しようとするときは、その理由を明らかにして速やかに届け出ることにより、受理された日の属する月をもって脱退することができる。

第四章 役員および事務局

(役 員)

第9条 本部会に以下の役員をおく。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理 事 | 5名以内 |
| (4) 監 事 | 2名以内 |

(役員を選任)

第10条 会長、副会長は、理事会において選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(役員職務)

第12条 会長は、本部会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会長および副会長を補佐し、会務の運営にあたる。
4. 監事は、業務および会計の状況を監査し、総会に報告する。

(事務局)

第13条 本部会の業務を処理するため、事務局を設け事務局長を置くことができる。

2. 事務局長および役員任免等は、理事会の同意を得て会長が任免する。

第五章 会 議

(会 議)

第 15 条 会議は、総会および理事会とする。

(総 会)

第 16 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年 1 回 6 月に開催する。
3. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会員の 1 / 4 以上の請求があったとき
 - (2) 理事会の決議があったとき
4. 総会は、会長がこれを召集する。
5. 総会は、会員の過半数の出席がないと開催することができない。
6. 総会の決議は、多数決とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(付議事項)

第 17 条 別段の定めのある事項の他、次の各号に掲げる事項は、総会の決議または承認を得なければならない。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 事業報告ならびに事業計画に関する事項
- (3) 会則の変更または改廃に関する事項
- (4) 規約の設定または改廃に関する事項
- (5) その他、この会の運営上とくに重要な事項

(理事会)

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長がこれを召集する

2. 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会の決議に基づく事項を執行する。

第六章 会 計

(経 費)

第 19 条 本部会の経費は、入会金、組合費の収入で充てる。

(入会金および組合費)

第 20 条 入会金および組合費は、総会で決定する。

(剰余金)

第 21 条 毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、その金額を翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 22 条 本部会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 附 則

(附 則)

第 23 条 本会則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

2. 本会則は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改訂し施行する。

入会金および会費規定

第 1 条 本会則第 19 条の規定による会員の入会金および会費は次の通りとする。

1、入会金 3, 300 円

2、会 費 (月額) 1, 100 円

第 2 条 入会金は、入会手続後、すみやかに納入する。

第 3 条 会費の払込みは、年払いとする。